

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

○	右 同	○	奈良県農業改良資金貸付規則の一 部を改正する規則	○	土地改良事業計画の適否決定 する公告	○	大規模小売店舗の変更の届出に 關する公告	○	土地改良事業計画の適否決定 する公告
○	右 同	○	奈良県畜産振興資金貸付規則を廢 止する規則	○	○	○	○	○	○
○	右 同	○	土地改良区の役員の退任届	○	○	○	○	○	○
七	六	六	六	七	七	七	七	七	七
九	八	八	八	九	八	八	八	九	九

「金」に改める

## 第一条及び第三条を次のように改める

( 農業者又はその組織する団体 )

۱۴۰

第三条 償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、十年以内（法第五条第一項の特定地域資金（以下「特定地域資金」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第三百三十四号）第一項の資金にあつては、十一年以内）とする。

一 農業者等」との貸付金の限度額は、農業者にあつては千八百万円、農業者の組織する団体にあつては五千万円とする。ただし、農業者等のうち農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十一号）第一条の五に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項に規定する果樹園経営計画を含む。）の認定を受けたもの以外のものについては、農業改良措置の導入に必要な経費の額の八割に相当する額又は千八百万円（農業者の組織する団体にあつては、五千万円）のいずれか低い額とする。

第四条第一項中「する者」を「する農業者等」に改める

第五条第一項中「農業改良資金貸付申請書」を「借入申込書」に、「事業計画書（第

（号様式）及び当該貸付申請者が農業者の組織する団体である場合にあつては団体の概

要に関する調書（第一号様式の「」）を「別に知事が定める関係書類」に改め、正副通を一括り、同様第一項中「農業農業漁業協同組合並びに（以下「貸付申請者」と）」

同条第一項中「奈良県農業協同組合は」の下は「貸付申請者から」を削り、「農業改良資金貸付申請書等（以下「貸付申請書等」といふ。）」を「借入申

「込書等」に改め、「経営規模拡大資金以外の資金に係る貸付申請書等にあつては」を削り、「住所地等」を「住所地又は所在地（以下「住所地等」という。）」に改め、「

「当該管轄区域」を「農業改良措置及び」に改め、同条第四項を削る。

第六条第一項中「貸付申請書等」を「借入申込書等」に、「又は同条第四項の農業委員会の意見を参考として法第八条の規定に該当するかいか」を「を参考としてその内容」に改め、同条第二項中「(第四号様式)」を「(第一号様式)」に、「住所地又は所在地(以下「住所地等」といふ。)」を「住所地等」に改め、「市町村長及び」を削り、「(経営規模拡大資金にあつては、市町村長、農林振興事務所長及び農業委員会会長)並びに第十条第一項の規定による事務の委託を受けた」を「及び」に改め、「農業改良資金貸付決定連絡書(第五号様式)」によつて削り、「(経営規模拡大資金)については、農林振興事務所長及び農業委員会会長)」を「並びに奈良県農業協同組合」に改め。

第七条第一項中「者」を「貸付申請者」に、「(第六号様式)」を「(第三号様式)」に改め、同条第二項中「1回以内」を「原限として1回以内」に改め。

第八条中「(第七号様式)」を「(第四号様式)」に改め、「出幅」を削り。

第九条第二項中「(第八号様式)」を「(第五号様式)」に、「(経営規模拡大資金)にあつては、農林振興事務所長及び農業委員会会長)」を「(農業改良資金支払猶予決定連絡書(第九号様式)により)を「及び奈良県農業協同組合」に改め、「及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長」のトに「並びに奈良県農業協同組合」を加える。

第十条中「第十九条」を「第十二条」に改める。

第十一条を削る。

第一号様式及び第一号様式を次のよひに改める。

奈良県知事  
殿

郵便番号

住 所

電話番号( )  
フリカ・+

氏 名

生年月日( 年 月 日生(歳))  
〔法人等の場合は、名称及び代表者名〕

印

年 月 月 日

年 月 月 日

年 月 月 日

第1号様式(第5条関係)

借入申込書

平成 年 月 日

資 金 名	今回借入 申込金額 (千円)	資金必要 年 月	償 還 期 間 うち据置期間 年 月まで	払 达 期 日	
				年 月	年 月 日(歳)
農業改良資金					
連 带 住 所	氏名又は法人名	申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)		
保 電話番号( )	年 月 日(歳)		(百万円)		
証 電話番号( )	年 月 日(歳)		(百万円)		
人 電話番号( )	年 月 日(歳)		(百万円)		
連 带 住 所	氏名又は法人名	申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)		
務 者 電話番号( )	年 月 日(歳)		(百万円)		

第2号様式（第6条関係）

## 農業改良資金貸付決定通知書

連帯保証人	
連帯債務者	

貸付方法 コ - ド	財 源 コ - ド	地 方 コ - ド	農林振興事務所 コ - ド

種類名	
種目名	

取扱融資機関 コード	
取扱融資機関名	

さきに申請された農業改良資金の 貸付については右のとおり決定し ます。
年 月 日
奈良県知事名
* 償還計画を別途作成添付
様

資 金	種 類	種 目	貸付決定番号

貸 付 金 額
千円

第一号様式の二を削り、第三号様式から第五号様式までを次のように改める。

# 農業改良資金借用証書

収入印紙  
はり付け欄

1 借受条件等	
借用金額	貸付決定日
資金の種類	年 月 日
資金の用途	貸付決定番号
利率	無利子
法定最終償還期日	
支払場所	
備考	

元金は、年月日までを据え置き、年月日を初回とし毎年月日を最終日として、毎年月日金円を償還する。

21

回数	年月日	償還金額	残高	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、奈良県農業改良資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

奈良県知事 殿

債務者 住用

氏名

177

凡文

住所  
氏名

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、奈良県知事(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合は、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。

(3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。

(4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入債務の全部を弁済するまでの間ににおいて、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(5) 乙につき競争差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(6) 乙が支払いを停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算報告を怠ったとき。

(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(8) 乙が申に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得をされた施設(土地を含む。)が他に譲渡若しくは転用をされたとき又は公用收用されたとき。

(10) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

4 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更、中止若しくは廃止をする場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

(1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人(以下「丙」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

農業改良資金借入証書特約項(第3号様式裏面)

時償還)

条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還又は償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかる全部又は一部を弁済する。

1) 乙がこの借受金を弁済する目的以外の目的に使用したとき。

2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。

3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。

4) 乙がこの資金の借入に際し、又はその借入後この借入金債務での間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは報告を怠ったとき。

5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつた再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てが甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に達する。

6) 乙が支払いを停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を入ったとき。

7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に達する。

9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得をされた施設(土地譲渡若しくは転用をされたとき又は公用収用されたとき)。

10) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

12) 本債権の全部又は一部を譲り受けたとき。

13) その他甲が指示する場合

条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還告白)。

条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出する旨を明示し、甲と共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明示し、甲に報告する。

乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業の廃止をする場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人(死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合)

2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれがある場合は、甲に報告する。

3) その他甲が指示する場合

条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況を調査することを承認し、これに必要な更迭を提供する。

## (弁済充当の指定権)

第5条 乙及び丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

## (連約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る連約金を甲に支払う。

2 乙は、農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る連約金を支払う。

3 乙は、第1条の(1)、(3)、(4)及び(10)に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る連約金を併せて支払うものとする。

## (連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約のいかんにかかわらず、この履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずる。

3 甲は連帯保証人の変更に關し、乙から請求があり、甲が適当と認めるときはこれを変更する。

## (法定代位者の変動)

第8条 乙及び丙は、甲が他の連帯債務者又は連帯保証人につき免除又は交替を行つても異議を申し立てない。

2 丙は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間にあいていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

(合意管轄) 第9条 乙、丙及び甲は、この契約に關する訴訟につき、奈良県庁の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

## 第4号様式(第8条関係)

## 農業改良資金支払猶予申請書

年月日

奈良県知事

殿

債務者	住所
（連帯債務者）	住所
（連帯保証人）	住所
	印
	印
	印

年月日付け(貸付決定番号: )で貸付決定を受けた農業改良資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

年月日償還予定の償還金額 円

変更理由

(添付書類)被災等を証明する書類

支払猶予後の借受残高の償還方法

償還計画	(変更前)		
償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年月日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

(変更後)

償還計画	(変更後)		
償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年月日	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

## 農業改良資金支払猶予決定通知書

年 月 日

様

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のあつた支払猶予の申請については、次のとおり決定します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日

債還予定の債還金額 円

連絡事項

奈良県畜産振興資金貸付規則を廃止する規則を(1)(2)公布する。

平成十四年十月二十一日

奈良県規則第十九号

奈良県畜産振興資金貸付規則を廃止する規則

奈良県規則第二十一号(昭和五十九年十一月奈良県規則第二十一号)は、廃止す。

附 則

(施行期日)

1 (1)の規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 (1)の規則による廃止前の奈良県畜産振興資金貸付規則によつ貸し付けた畜産振興資金の償還について、なお従前の例による。



奈良県告示第二百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり選任した(1)、同土地改良区から届出があつた。

平成十四年十月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

債還計画 (変更前)		
回	債還期日	債還金額
回	年 月 日	円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

債還内容 (変更後)		
回	債還期日	債還金額
回	年 月 日	円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

第六号様式から第十号様式までを削る。

附 則

1 (1)の規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 (1)の規則の施行の際現に改正前の奈良県農業改良資金貸付規則の規定により提出され、既に廃止する書類は、改正後の奈良県農業改良資金貸付規則の相当規定によつ提出された書類とみなす。

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 石田 勝巳 生駒郡平群町福貴畠九一〇

奈良県告示第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成十四年十月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 堀内 善也 北葛城郡新庄町北花内四六〇

奈良県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十四年十月十五日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。なお、同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

申 請 者	事 業 計 画	縦 覧 期 間 及 び 場 所
上牧町長 杉田 重雄	県単独土地改良事業 五軒屋地区	平成十四年十月二十三日から同年十一月十一日まで 上牧町役場

公 告

第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十四年十月二十二日から平成十五年二月二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十四年十月二十二日

奈良県知事 柿 本 善 也

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ライフ大淀ショッピングセンタ-

所在地 吉野郡大淀町大字土田二九六番地ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社ライフコーポレーション、柏谷晃

（変更後）株式会社ライフコーポレーション、柏谷晃、株式会社タカラブネ、株式会社55ステーション

三 届出年月日

平成十四年十月七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十四年十月二十一日から平成十五年一月二十四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意

見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十四年十月二十一日から平成十五年一月

二十四日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十四年十月二十一日

奈良県知事 柿本善也

# 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 ライフ大庭ショッピングセンター

所在地 吉野郡大淀町大字土田二九六番地ほか

## ―― 変更しなくてはならぬ事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時(ただし、年百二十日午後九時)

(変更後) 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時五十分から午後八時十分(ただし、年百二十一日午後九時十分)

（三）前二詩（四）後二詩（五）後二詩（六）前二詩

三  
（变更後）午  
画出年月日

平成十四年十月七日

## 四 縱覽場所

奈良県商工労働部中小企業課

縱覽期間

従覧時間  
平成十四年十月二十日

午前九時から午後五時まで

卷之三

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号	平成十四年八月十九日第七〇一三三号
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十一日第五七二三号
三 開発区域に含まれる地域	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年十月十一日第三六九八号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	御所市大字元町三七五番地ノ四及び三七六番地ノ一
五 公共施設の種類、位置及び区域	御所市長 前川正
一 許可番号	下水道 御所市大字元町三七五番地ノ四及び三七六番地ノ一の一部
二 檢査済証番号	道路 御所市大字元町三七五番地ノ四及び三七六番地ノ一の一部
三 開発区域に含まれる地域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二四号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第三六九九号
五 公共施設の種類、位置及び区域	磯城郡田原本町大字鍵六一番地ノ一
一 許可番号	磯城郡田原本町大字阪手一八六番地ノ五
二 檢査済証番号	支希住宅株式会社 代表取締役 松井克己
三 開発区域に含まれる地域	道路 磯城郡田原本町大字鍵六一番地ノ一の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	下水道 磯城郡田原本町大字鍵六一番地ノ一の一部
五 公共施設の種類、位置及び区域	一 許可番号
一 許可番号	平成十四年七月二日第七〇一一号
二 檢査済証番号	下水道 御所市大字元町三七六番地ノ一の一部
三 開発区域に含まれる地域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月二日第七〇一一号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月二日第七〇一一号
五 公共施設の種類、位置及び区域	磯城郡田原本町大字鍵六一番地ノ一
一 許可番号	東本武
二 檢査済証番号	道路 生駒市壱分町八一番地ノ九及び八一番地ノ一〇
三 開発区域に含まれる地域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年六月二十日第七〇一一号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年六月二十日第七〇一一号
五 開発区域に含まれる地域	生駒市壱分町八一番地ノ九、八一番地ノ一〇及び八一番地ノ一一
一 許可番号	生駒市壱分町九〇二番地
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二五号
三 開発区域に含まれる地域	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第三七〇〇号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	大倉靖彦
五 公共施設の種類、位置及び区域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二六号
一 許可番号	香芝市鎌田二〇五番地ノ二、二〇五番地ノ四及び二〇五番地ノ五
二 檢査済証番号	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第三七〇一号
三 開発区域に含まれる地域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二六号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	香芝市鎌田二〇五番地ノ二
五 公共施設の種類、位置及び区域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二七号
一 許可番号	東京都武藏野市吉祥寺東町四丁目一番一三号クリスティホームズ
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二七号
三 開発区域に含まれる地域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二七号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	大倉靖彦
五 公共施設の種類、位置及び区域	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月十五日第五七二七号
一 許可番号	道路 香芝市鎌田二〇五番地ノ四
二 檢査済証番号	道路 香芝市鎌田二〇五番地ノ四
三 開発区域に含まれる地域	都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
五 公共施設の種類、位置及び区域	なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
一 許可番号	平成十四年十月二十一日

【定価】 1か月 九百円 一部売り 一枚につき十一円(共に送料、消費税別)

二 平成十四年七月四日高土第一四一八号  
 檢査済証番号  
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年十月四日高土第五六〇号  
 三 開発区域に含まれる地域  
 北葛城郡当麻町大字木戸八八番地ノ一  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北葛城郡当麻町大字木戸一九八番地ノ一  
 野志博

発行

奈良県

奈良市登大路町二〇〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇一(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五一七三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。